

東京都福祉のまちづくり条例 施行規則改正の概要について

1 改正の目的

○ バリアフリー法施行令の改正（※）に伴い、各基準との整合を図るための改正を行う。

（※） 公布：令和6年6月21日 施行：令和7年6月1日

2 主な変更点

（１） 便所（トイレ）に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）建築物に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。

⇒ **原則、建築物の階ごと（各階）に1以上、車椅子使用者用便房を設ける。**

床面積の合計が1,000㎡に達する毎に、1箇所以上設置

（２） 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設ける。

⇒ **駐車施設の数に応じ、一定数以上 の車椅子使用者用駐車施設を設ける。**

駐車施設の数が200 以下の場合：当該駐車施設の数の2%以上、200 超 の場合：1% + 2以上

（例 1～50台の場合：1以上、51～100台の場合：2以上）

（３） 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の見直し

（現行）客席毎に1以上、車椅子使用者用部分を設ける。

⇒ **座席数に応じ、一定数以上 の車椅子使用者用部分を設ける。**

座席数が400 以下の場合：2以上、400 超 の場合：当該座席数の0.5%以上

3 今後のスケジュール

○ 公布：令和7年7月31日 施行：令和8年1月1日